

平成23年11月25日 第2回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成23年11月25日（金）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成23年11月25日（金）午後2時開会
北河内4市リサイクル施設組合議会平成23年第2回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	選任同意 第 2 号	監査委員の選任	
4	選任同意 第 3 号	公平委員会委員の選任	
5	議員提出議案 第 1 号	北河内4市リサイクル施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	
6	議 案 第 6 号	北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	
7	議 案 第 7 号	平成23年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）	
8	認 定 第 1 号	平成22年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	
9	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成23年第2回定例会会議録

1. 開 会 平成23年11月25日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)	1 番	手塚 隆寛	(枚方市議会)
	2 番	岩本 優祐	(")
	3 番	大地 正広	(枚方市議会)
	4 番	鷺見 信文	(")
	5 番	西田 政充	(")
	6 番	廣岡 芳樹	(寝屋川市議会)
	7 番	住田 利博	(")
	8 番	上田 健二	(")
	9 番	中谷 光夫	(")
	10番	山下 幸恵	(四條畷市議会)
	11番	大川 泰生	(")
	12番	皿海 ふみ	(交野市議会)
	13番	前波 艶子	(")

1. 法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘	(寝屋川市長)
副管理者	竹内 脩	(枚方市長)
副管理者代理	宇治 正行	(交野市副市長)
会計管理者	積岡 辰二	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	清水 弘美	(兼務)
課長	高田 哲治	
課長代理	丹路 正己	
係長	梨木 直貴	(兼務)
係長	川田 浩司	(兼務)
主査	重岡 彰	

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）理事兼環境部長 柴田 宣雄

環境部次長（広域リサイクル事業担当
兼ごみ減量推進課担当）

兼ごみ減量推進課長 辻 康明

（枚方市）環境事業部長 岩田 勝成

減量総務課長 森澤 可幸

（四條畷市）市民生活部長 響野 豊

市民生活部副参事

兼生活環境課長兼新炉建設整備担当課長

西尾 佳岐

（交野市）環境部長 青山 勉

環境部参事兼循環型社会推進室長

兼総務企画担当課長 奥西 隆

1. 議会事務局職員出席者

事務局長 清水 弘美（兼務）

組合議会事務員 浦井 達己

係長 梨木 直貴（兼務）

係長 川田 浩司（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成23年第2回定例会会議録目次
(平成23年11月25日)

開議（午後2時00分）	1
出席状況の報告	1
鷺見信文議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（大川泰生議員と皿海ふみ議員）	1
議席の指定	1
会期の決定	2
諸般の報告	
（平成23年7月22日から平成23年11月24日までの諸会議の報告）	2
選任同意第2号 監査委員の選任	2
（前波艶子議員退場）	
馬場好弘管理者の提案理由説明	2
選任同意第2号採決（前波艶子議会選出監査委員）	2
（前波艶子議員入場）	
選任同意第3号 公平委員会委員の選任	2
馬場好弘管理者の提案理由説明	2
選任同意第3号採決（東谷宏幸氏）	3
議員提出議案第1号 北河内4市リサイクル施設組合議会の議員の議員報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正	3
西田政充議員の提案理由説明	3
議員提出議案第1号採決	4
議案第6号 北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	4
高田哲治課長の提案理由説明	4
議案第6号採決	5
議案第7号 平成23年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）	5
丹路正己課長代理の提案理由説明	5

議案第 7 号採決	7
認定第 1 号 平成 22 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	7
丹路正己課長代理の提案理由説明	7
9 番 中谷光夫議員の質疑	10
1. 歳入について	
①一般廃棄物処理事業債について	
2. 歳出について	
①操業差止等請求訴訟控訴に係る成功報酬について	
②修繕料の圧縮梱包機修理について	
③委託料について	
・ 運転管理等業務委託について	
・ プラスチック製容器包装再商品化業務委託について	
・ 環境調査業務委託について	
3. 6 月 14 日の火災について	
清水弘美事務局長の答弁	11
中谷光夫議員の再質問	13
清水弘美事務局長の答弁	14
中谷光夫議員の再々質問	15
12 番 皿海ふみ議員の質疑	16
1. 火災事故に関して	
2. 排出空気の監視モニターについて	
3. 活性炭の効果について	
清水弘美事務局長の答弁	17
皿海ふみ議員の再質問	18
高田哲治課長の答弁	18
皿海ふみ議員の再々質問	19
9 番 中谷光夫議員の反対討論	20
認定第 1 号採決	20
一般質問	21
9 番 中谷光夫議員の一般質問	21

- 1. 廃プラ施設周辺健康被害の訴えについて
- 2. 日本容器包装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金の支払いについて
- 3. 公害等調整委員会について
- 4. 大気汚染測定について
- 5. 排出空気監視モニターの表示について
- 6. 廃プラごみ収集について

清水弘美事務局長の答弁	2 3
中谷光夫議員の再質問	2 4
清水弘美事務局長の答弁	2 5
中谷光夫議員の再々質問	2 5
1 2 番 皿海ふみ議員の一般質問	2 6
1. 環境測定について	
清水弘美事務局長の答弁	2 7
高田哲治課長の答弁	2 7
皿海ふみ議員の再質問	2 7
馬場好弘管理者のお礼のあいさつ	2 8
鷺見信文議長の開会のあいさつ	2 8

閉会（午後 3 時 3 2 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名

付議事件一覧表

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長（鷺見 信文君） 本日は何かとご多忙な中をお集まりいただき、ありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名でございます。以上で報告を終わります。

○議長（鷺見 信文君） ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 23 年第 2 回定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成 23 年第 2 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この夏の節電につきましては、本組合といたしましても、事務室での消灯など、施設の安全な運営に支障がない範囲で取り組んでまいりましたが、結果として、7 月から 9 月の電気使用量は前年の同時期に比べまして約 18.3%削減することができました。この冬も引き続き、節電対策への取り組みを進めてまいりますので、議員各位にはご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、本日予定いたしております案件は、監査委員並びに公平委員会委員の選任、条例の一部改正 2 件、補正予算 1 件、平成 22 年度決算認定 1 件の合計 6 件でございます。各案件の内容につきましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては慎重ご審議をいただき、何とぞご協賛賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鷺見 信文君） 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大川泰生議員と皿海ふみ議員の 2 名を指名します。

日程第 1、議席の指定を行います。このたび新たに組合議会議員となられた交野市派遣議員の皿海ふみ議員に 12 番の議席を、前波艶子議員に 13 番の議席を指定します。

なお、配席表は配布しておりますとおりです。

日程第 2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷺見 信文君) ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日 1 日と決定しました。

この際、諸般の報告をします。平成 23 年 7 月 22 日から平成 23 年 11 月 24 日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりです。ご理解いただきますようお願いいたします。

日程第 3、選任同意第 2 号 監査委員の選任を議題とします。

なお、本件は、地方自治法第 117 条の規定により、前波艶子議員が除籍となります。

(13 番 前波艶子議員 退場)

○議長(鷺見 信文君) 管理者から提案理由の説明を求めます。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 選任同意第 2 号 監査委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

北河内 4 市リサイクル施設組合議員選出の監査委員前波艶子氏が、平成 23 年 9 月 30 日をもって任期満了となりましたが、引き続き、前波艶子氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、提案理由とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(鷺見 信文君) 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷺見 信文君) ご異議なしと認めます。よって本件は原案に対し同意することに決しました。

前波艶子議員の除籍を解きます。

(13 番 前波艶子議員 入場)

○議長(鷺見 信文君) 日程第 4、選任同意第 3 号 公平委員会委員の選任を議題とします。管理者から提案理由の説明を求めます。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 選任同意第 3 号 公平委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員の東谷宏幸氏が、平成 23 年 11 月 29 日をもって任期満了となりますが、引き続き、東谷宏幸氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、提案理由とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鷺見 信文君） 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案に対し同意することに決しました。

日程第 5、議員提出議案第 1 号 北河内 4 市リサイクル施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。提出者より提案理由の説明を求めます。西田議員。

○ 番（西田 政充君） ただいま上程になりました議員提出議案第 1 号 北河内 4 市リサイクル施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、幹事 4 名の連名での提案であり、私が提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 5 ページ、参考資料の 1 ページをお開き願います。

現在、北河内 4 市リサイクル施設組合議会の議員の報酬の支払いについて、その職に就いた時は日割り制となっておりますが、その職を離れた時は月額制であるため、これを日割り制とするため条例を改正するものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、主な改正内容につきまして、新旧対照表に基づきご説明を申し上げます。

参考資料の 2 ページをお開き願います。

第 3 条は、議員には、その職に就いた日から、新たに議長、副議長の職に就く場合には、その就任日の翌日から、それぞれ報酬を支給するものとし、また、議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときについては、その日までの報酬を支給するもので、重複して支給しないよう規定するものでございます。

また、日割計算の方法については、支給開始又は終了の事由が発生した日の属する日の現日数を基礎として計算し、1 円未満の端数については切り捨てるものでござい

ます。なお、報酬の支給日については、現行どおり管理者が別に定めるとしております。

最後に、附則といたしまして、施行期日を平成 24 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。議員の皆様におかれましては原案どおりご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鷺見 信文君）　これから質疑に入ります。なお、会議規則によりいずれの質疑も質疑の回数は 3 回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないように念のためお知らせします。これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君）　質疑なしと認めます。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君）　討論なしと認めます。

これから議員提出議案第 1 号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君）　ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 6 号　北河内 4 市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。理事者より提案理由の説明をさせます。高田課長。

○課長（高田 哲治君）　ただいまご上程いただきました議案第 6 号　北河内 4 市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 7 ページ、参考資料の 3 ページをお開き願います。

本案につきましては、北河内 4 市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のもの報酬について、就任時は日割り制となっておりますが、離職時は月額制であるため、これを日割り制とするため条例を改正するものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、主な改正内容につきまして、新旧対照

表に基づきご説明を申し上げます。

参考資料の 4 ページをお開き願います。

第 3 条は、月の途中で就職し、又は離職したときは、その月の報酬は、日割計算により支給するもので、重複して支給しないよう規定するものでございます。また、日割計算の方法については、その月の現日数から北河内 4 市リサイクル施設組合職員の勤務時間等に関する条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算し、1 円未満の端数については切り捨てるものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日を平成 24 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鷺見 信文君）　これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君）　質疑なしと認めます。これから討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君）　討論なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君）　ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号　平成 23 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算（第 1 号）を議題とします。理事者より提案理由の説明をさせます。丹路課長代理。

○課長代理（丹路 正己君）　ただいま上程いただきました議案第 7 号　平成 23 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の補正予算書 1 ページをお開き願います。

平成 23 年度北河内 4 市リサイクル施設組合の補正予算（第 1 号）は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5282万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8415万7000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳入からご説明をさせていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。また、併せまして参考資料の5ページ、平成23年度補正予算(第1号)の内訳書をご参照願います。

4款 諸収入、2項 雑入、1目 雑入、補正額1億5282万3000円につきましては、再商品化合理化拠出金収入でございます。「再商品化合理化拠出金制度」につきましては、平成18年公布の改正容器包装リサイクル法に新設されました「市町村に対する金銭の支払」条項により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から支払われたものでございまして、事業者や市町村、消費者が連携し、社会全体としてリサイクル(再商品化)の合理化・効率化に取り組むという考えに基づき、効率化が図られた場合には、その成果を事業者から市町村へ拠出するという仕組みでございます。平成22年度再商品化合理化拠出金の全国の総額及び北河内4市リサイクル施設組合への配分額の算出内訳は、参考資料(追加:議案第7号関係)のとおりでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。次の6ページ、7ページをお開き願います。

3款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費、補正額1億5282万3000円につきましては、再商品化合理化拠出金分配金でございまして、再商品化合理化拠出金収入を組合規約による経費率に基づき、構成4市へ分配するものでございます。内訳といたしましては、枚方市が7505万7441円、寝屋川市が4693万6499円、四條畷市が1369万2168円、交野市が1713万6796円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鷲見 信文君) これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鷺見 信文君） 質疑なしと認めます。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、認定第1号 平成22年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。丹路課長代理。

○課長代理（丹路 正己君） ただいま上程いただきました認定第1号 平成22年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の9ページをお開き願います。

本決算認定は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、認定に付するものでございます。

それではお手元の歳入歳出決算書に基づきまして順次ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の22ページ、実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入総額は7億4215万3000円でございます。一方、歳出総額は7億1615万円でございます。その結果、歳入歳出差引額は2600万3000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2600万3000円となり、同額を翌年度へ繰り越しまして平成22年度決算を終了させていただいた次第でございます。

ご参考までに、現計予算額に対する執行率は、歳入で96%、歳出で92.6%となっております。

恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりまして主な決算内容についてご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、1款 分担金及び負担金、収入済額3億5010万6442円、内訳といたしましては枚方市負担金1億5709万3732円、寝屋川市負担金1億424万2158円、四條畷市負担金4114万7568円、交野市負担金4762万2984円でございます。

次のページ、10 ページ、11 ページをお開き願います。

2 款 使用料及び手数料につきましては収入済額 38 万 5100 円、内訳といたしましては自動販売機設置使用料でございます。

続きまして 3 款 財産収入につきましては収入済額が 0 円でございます。

続きまして 4 款 諸収入、収入済額 3 億 4059 万 8367 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子、収入済額 3 万 3263 円、組合預金利子でございます。

2 項 雑入、1 目 雑入、収入済額 3 億 4056 万 5104 円、内容といたしましてはペットボトル有償入札抛出金収入 1611 万 2352 円、再商品化合理化抛出金収入 1 億 7801 万 7077 円、火災事故における保険返戻金 1 億 4634 万 3913 円、北河内 4 市リサイクルプラザ内に設置をしている自動販売機の行政財産目的外使用に係る光熱水費の雑入 9 万 1762 円でございます。

次のページ、12 ページ、13 ページをお開き願います。

5 款 組合債、収入済額 2750 万円、内容につきましては一般廃棄物処理事業債でございます。

続きまして 6 款 繰越金、収入済額 2356 万 3372 円につきましては前年度繰越金で、内容といたしましては平成 21 年度の決算剰余金でございます。

歳入合計といたしましては収入済額 7 億 4215 万 3281 円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。14 ページ、15 ページをお開き願います。

1 款 議会費、予算現額 301 万 5000 円、支出済額 212 万 4011 円、主な内容といたしましては議員報酬 196 万 8738 円、会議録作製に伴います筆耕翻訳料 13 万 9387 円などでございます。

2 款 総務費、予算現額 6594 万 4000 円、支出済額 5659 万 2061 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、予算現額 6565 万 9000 円、支出済額 5638 万 5352 円、主な内容といたしましては特別職報酬が 71 万 4000 円。次のページ、16 ページ、17 ページをお開き願います。需用費・例規集追録作製などの印刷製本費 14 万 5614 円、役務費・電話料 33 万 5141 円、施設総合管理や機械警備などの委託料が 660 万 5043 円、コピー・ファックスなどの使用料 39 万 7195 円、派遣職員人件費負担金 4764 万

5030 円などでございます。

2 目 公平委員会費、予算現額 4 万 9000 円につきましては、支出済額が 0 円で、全額不用額でございます。

2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、予算現額 23 万 6000 円、支出済額 20 万 6709 円、内容といたしましては監査委員報酬でございます。

次に 18 ページ、19 ページをお開き願います。

3 款 衛生費、予算現額 6 億 5375 万 6000 円、支出済額 6 億 1595 万 3847 円、主な内容といたしましては旅費・普通旅費 4 万 3100 円、需用費・光熱水費 1534 万 2435 円、リサイクルプラザの定期補修や圧縮梱包機などの修繕料 372 万 4056 円、運転管理等業務やプラスチック製容器包装再商品化業務などの委託料 1 億 9986 万 6443 円、火災事故の復旧工事請負費 1 億 9740 万円、構成 4 市への交付金、再商品化合理化拠出金分配金が 1 億 7801 万 7077 円などでございます。

次のページ、20 ページ、21 ページをお開き願います。

4 款 公債費、予算現額 4268 万 3000 円、支出済額 4147 万 9960 円、内容につきましては目ごとにご説明を申し上げます。

1 項 公債費、1 目 元金、予算現額 2640 万 5000 円、支出済額 2640 万 4652 円、内容といたしましては償還金でございます。

2 目 利子、予算現額 1627 万 8000 円、支出済額 1507 万 5308 円、内容といたしましては利子及び割引料でございます。

歳出合計といたしましては予算現額 7 億 7343 万 8000 円、支出済額 7 億 1614 万 9879 円でございます。

続きまして、23 ページ以降の財産に関する調書につきましてご説明を申し上げます。24 ページをお開き願います。

1 の公有財産につきましては、土地・建物ともに平成 22 年度中の増減はございません。

また、2 の物品につきましても、平成 22 年度中の増減はございません。

以上、簡単な説明ではございますが、平成 22 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

添付をいたしております決算に関する主要な施策の成果及び決算審査意見書をご参照賜りまして、ご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鷲見 信文君） 順次、質疑を許します。まず、通告に従い、中谷議員の質

疑を許します。9番、中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 質問させていただきます。まず歳入についてですけれども、一般廃棄物処理事業債が2750万円となっています。利子を含めて国などからの補助金があるのかどうか。あれば、明らかにしてください。

次に歳出についてです。1点目、操業差止等請求訴訟控訴に係る成功報酬、70万円となっていますけれども、この算出基礎はどうなっていますか。

2点目です。施設稼働に要した経費のうち、修繕料のその他プラ圧縮梱包機修理に73万5000円を使っていますが、詳細な説明を求めます。

3点目です。委託料についてです。一つ目、運転管理等業務委託についてです。大阪東部リサイクル事業協同組合が受託していますが、最初の業務委託での入札額は低入札でトン当たり1万3990円でした。2010年度からの委託の金額は、これは契約更新されたものですが、トン当たり1万4849円となっています。年間総額は2009年度1億6561万8982円、2010年度1億7789万618円で、1227万1636円増えています。また、2010年度からの業務委託は総合評価指名競争入札で行い、大阪東部リサイクル事業協同組合1社のみが入札で落札をしています。その理由は、評価点が300点満点中297点という高得点にあります。現在の受託業者が絶対有利に扱われたと言えます。従来から大阪東部リサイクル事業協同組合については、日本共産党寝屋川市会議員団に対する恫喝、威圧に対する謝罪、反省がないことを指摘してきました。2010年度6月14日に火災が発生しましたが、運転管理等業務委託を受けている業者の責任も不問にされるべきではないと考えます。あまりにも高い業績評価に見直しが必要と考えますが、見解をお聞きします。

次にプラスチック製容器包装再商品化業務委託についてです。3%の負担と聞いています。逆算すると、日本容器包装リサイクル協会が再商品化事業者を支払う委託料は5億3588万円になると思いますが、算定に間違いはありませんか。

次に環境調査業務委託についてです。①有害大気汚染物質測定、②TVOC検討分析調査、③悪臭測定の三つの業務委託を行っています。それぞれその目的、理由は何ですか、明確にお答えください。

住民との関係で求められているのは、健康調査や全量の環境調査ではないでしょうか。

また、有害大気汚染物質の測定は、1回目の2010年9月9日～14日は火災の影響でモニター表示がされていない時期でした。また、2回目の2011年3月10日～15日は、

3月10日がメンテナンス中でモニター掲示がない日に行われています。考慮しなかった理由は何ですか、明らかにしてください。

また、6物質の測定結果は、1回目は敷地境界でTVOCに占める割合は5.18%～9.3%、チャンバー室では0.11%～0.28%に過ぎません。2回目は敷地境界で1.77%～2.9%、チャンバー室で0.07%～0.19%です。こうした調査では、健康被害を訴える住民の不安解消に応えた内容とはとても言えません。

健康被害を広げないために、予防原則を踏まえた対応こそ必要ではないでしょうか。悪臭測定についても、多種多様な化学物質の発生に対応するために環境省が勧める臭気指数による測定を行うべきではありませんか。なぜ行わないのか、見解をお聞きます。

次に2010年6月14日に発生した火災についてです。一つ目、簡易ガスライターが原因と推定されています。その他に考えられる出火原因はありませんか。調査結果をお聞きます。

二つ目です。出火から覚知まで約10分間かかっています。運転管理等業務の責任はどう考えていますか、見解をお聞きます。

3点目です。周辺に長時間有害な煙、ガスが流れましたが、当日の対応措置をどのようにされましたか。また、日頃住民が健康被害を訴えている状況から判断して、直後の大気汚染調査が必要だったと考えますが、なぜしなかったのか、見解をお聞きます。

4点目です。火災発生を知って、それぞれ管理者、副管理者はどう行動されたのでしょうか、明らかにしてください。

5点目です。消防職員が救急車で運ばれましたが、大事には至りませんでした。重大な人身事故が起らなかったのは、不幸中の幸いでした。火災事故を機に、火災発生を簡易ガスライターと考えたことから、消火設備の増設などの防火対策と発火危険物の誤混入を防止する啓発チラシの徹底を主として行ってこられました。その一方、事故の再発を防止するために必要な火災発生責任の糾明については弱かったのではないかと考えています。見解をお聞きます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（鷺見 信文君） 理事者から答弁をさせます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 中谷議員の質問に順次お答えをいたします。

一般廃棄物処理事業債については、2750万円を財務省から借り入れたものであり、

当初、元利償還金の50%が地方交付税における基準財政需要額に算入される見込みでしたが、結果として消防施設として判断され、30%の算入となりました。

次に、操業差止等請求訴訟に係る成功報酬については、旧の大阪弁護士会報酬規程第15条の規定に基づき、70万円を支払っております。

次に、圧縮梱包機修理費については、火災事故により緊急避難的に寝屋川市クリーンセンターの圧縮梱包機を使用していた際の修繕料でございます。

次に、運転管理等業務委託受託者の責任については、消防車が到着するまで、事務局職員と協力して作業員を安全な場所まで誘導し、初期消火にも努めております。適正かつ的確な対応をしております。

次に、プラスチック製容器包装再商品化委託は、日本容器包装リサイクル協会が再商品化事業者に委託する事業であり、再商品化委託料は、日本容器包装リサイクル協会においてリサイクル事業者の入札により、その金額が決定されるものでございます。

次に、三つの環境調査業務委託の目的については、有害大気汚染物質測定及び悪臭測定は、施設から排出される大気汚染物質及び特定悪臭物質の現状を把握するものであります。また、TVOC検討分析調査については、連続測定装置の分析数値とGCマスによる測定値を比較するものであり、いずれの測定・調査結果においても健康被害が発生するおそれはないものでございます。

次に、モニター表示と有害大気汚染物質測定は、それぞれの測定趣旨が異なるものであり、火災やメンテナンスにより相互に影響が出るというものではございません。

臭気指数による悪臭調査について、施設が寝屋川市内にあるため、寝屋川市で規制されている特定悪臭22物質を測定しており、また北河内7市においても同様の測定方法を採用しており、臭覚による調査は考えておりません。

次に、6月14日の火災について、出火原因については簡易ガスライターによるものと推定をされております。

また、当日の本組合における運転管理等業務の責任及び対応については、初期消火・消防への通報・消防隊への連絡・付近自治会への連絡等を行い、適正かつ的確な対応をしております。

大気汚染調査については、一般家屋の火災においても台所用品・住宅建材・電化製品・文具類に多数のプラスチックが含まれており、化学物質の発生が考えられます。この意味で、「かざぐるま」の火災と一般的な家屋の火災とは大差ないと考えており、大気汚染調査もする必要はないと判断いたしました。

火災発生時の管理者の行動については、直ちに現場へ副市長をはじめ寝屋川市の担当部局職員を派遣し、火災対策について指示を命ぜられております。

事故の再発防止については、定期及び抜き打ち的に異物混入を防ぐため、搬入物のごみ質チェックを行っており、また本組合で作成した啓発チラシを全世帯に配布するとともに、構成4市の広報紙やホームページを通じて、分別排出や異物の除去の啓発を行っており、今後、二度とこのような事故が起こらないよう万全を期してまいります。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 9番、中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 今るるお答えいただきましたけども、何点か第2回目の質問をさせていただきます。

歳入についての1点目ですけれども、これは利子を含めて交付税算入されるということ、30%という理解でいいのかどうか、もう一度確認します。

それから歳出の1点目ですけれども、弁護士規定がどうなっているか、ちょっと詳細な説明がなかったと思います。改めて求めます。

それから3点目の委託料についてですけれども、運転管理等業務委託については全く問題がないというふうな答弁をされました。しかし、出火から覚知まで10分間の時間を要しています。これはあとの火災発生のところと関連するわけですけれども、これは改めて責任を不問にできないのではないかと思いますけれども、この点についての見解を再度お聞きします。

それからプラスチック製容器包装再商品化業務委託についてですけれども、これは決算認定に関わっての資料ですから、すでに3%の負担をしたというふうに聞いておりますが、逆算をすれば5億3588万円、日本容器包装リサイクル協会が入札されたところに決定をして支払う金額がこれだったのではないかとということでお聞きしたわけです。今一度この金額に間違いがないかどうか、改めて確認を求めます。

それから環境調査業務委託、3点についてそれぞれの目的、理由というのをお聞きしましたけれども、特に健康被害が訴えられているということとの関係で、やはり行政責任というのが問われているというふうに思います。2番目のTVOC検討分析調査というのは、問題がない物質だということをあえて調べるためにやっているとしたかと思えないんですけれども、何かこれ、こういう分析調査をしなければならないという、環境調査を行政が行うにあたっての法的な根拠等があればお示しをください。必要ないのではないかとというふうに思いますが、見解いかがでしょうか。

それから有害大気汚染物質測定ですけれども、私が質問したのはTVOC、排出しているガスのうち6物質を測定して、ほんのごく一部しかこれ測定してないと。先ほど言われたTVOC検討分析調査でイソブタン等多数だということですが、それでも数十%の物質については全く明らかになっていないわけで、こうしたことが健康被害を訴える住民のほんとに不安解消に応えることになるのかどうか。改めてこれも回答を求めますし、予防原則を踏まえた対応になっていると考えているのかどうか。この点もお聞きします。

それから悪臭測定の問題ですけれども、環境省が22物質よりも、より現状に対応できる方法として勧めているという点についての認識があるのかどうか。この点も改めてお聞きしたいというふうに思います。

それから火災発生した時に各自治会あるいは地域住民から行政に寄せられた要望があれば、その寄せられた要望の内容を明らかにしてください。

続いて、管理者については答弁されましたが、副管理者については火災発生時どんな行動されたのか。この点も明らかにしてください。

それから管理者対応ですけれども、これは管理者自身が指示したということですが、私も当日、現場に赴きましたが、長時間いると自分自身の体調がおかしくなるということでもう帰らざるを得ませんでした。市役所内の控室に戻りました時には、ちょっといつもと違って顔がかなり腫れぼったいというような指摘もされた状況がありました。そういう意味では改めて住民の訴えに対する無理解というのが、一般の火災と同じような対応をされたという答弁でしたけれども、根本にあるのではないかというふうに思いますけれども、改めて住民の訴えに対してほんとに今回の火災発生時の対応が適切だったというふうに考えているのかどうか。この点も今一度見解を求めます。

○議長（鷲見 信文君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） まず1点目の元利償還金の算入の問題ですが、これは30%算入されます。

続いて操業停止等の弁護士成功報酬の問題ですが、成功報酬については、弁護士費用は被害者が得る経済的な利益を基準とする算定方法と時間制の二つがあります。しかし、どちらも採用せずに、第15条、経済的利益が算定不能の場合は、弁護士は依頼者と話し合って採用するというので、まあはっきり言って非常に安い弁護士費用で請け負っていただきました。

続いて運転管理業務の責任の問題ですけども、これは先ほども言いましたように、きちっと消防のマニュアルに基づいて委託業者は誘導をいたしました。全く問題はございません。

続いて容り協会の 5 億 3588 万円の問題ですが、若干中谷議員ちょっと誤解をされておられます。まず 1 トン当たりの処理料として、容器包装リサイクル協会から指定がされます。1 トン当たり 5 万 3200 円が処理料です。その 3% を市が負担する。そして 97% を特定事業者が負担するということであります。それで 5 億 3588 万円という計算をされているのですが、そこからまた入札が生じます。5 万 3200 円からもっと低い額で落とされて再生品業者の方にお金が行くということであります。

健康被害の問題は、我々言うてますが、「かざぐるま」につきましてもは大気汚染防止法の届出対象事業ではございません。また、有害性のおそれのある様々な化学物質の環境への排出量を把握する化学物質管理促進法、P R T R 法と言うんですが、これの指定にも受けていませんし、本来でしたらこういう環境調査をする必要がない「かざぐるま」なんですけども、やはり安心・安全操業をするためにそういう環境調査を行っております。

予防の原則につきましても、もちろんする必要がないのに、予防の原則に基づいてそういう安全・安心のため環境調査を行っているということでございます。

管理者の対応の問題ですが、先ほど申しましたように管理者については絶えず我々と連絡を取りながら対応をされておりました。

また、今後の火災の問題については先ほども言いましたように、二度とこういうことがないように我々事務局員頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(鷲見 信文君) 周辺からの要望がありましたかという質問がありましたが、清水事務局長。

○事務局長(清水 弘美君) この「かざぐるま」地域には 30 自治会がありますが、「かざぐるま」を運営管理するために協議会を作っております。26 自治会からは別にそういう要望は何もございません。4 自治会についても基本的には何ら聞いておりません。

○議長(鷲見 信文君) 9 番、中谷議員。

○9 番(中谷 光夫君) いろいろ答弁いただきましたけども、もう少し丁寧な答弁があつてしかるべきではなかったかなというふうに思います。この弁護士会の規定で

すけれども、これについては第 15 条というふうにおっしゃいましたけれども、800 万円とそういう場合は算定するというふうにも事前にも聞いておるんだけれども、ちょっとそういう答えもなく、もう少し成功報酬が安いとかいうことだけでなく、何を算定の基礎にしてこの 70 万円というのが出てきたのか。成功報酬の割合にしても何%から何%というふうにあるはずだと思うんですよ。その中で安い方だったら安い方と、こういう丁寧な答弁がいただきましたかったなというふうにも思いましたし、先ほどのプラスチック製容器包装再商品化業務委託についても 3%負担というふうに聞いたわけですが、もし先ほどのような話であれば実際は 3%負担にならない結果にもなっておったというふうに思いますから、もう少し丁寧な、実際に見合った負担が幾らだったのかという説明もいただきましたかったというふうにも思いました。

それから私、火災発生時に住民からの要望があったのか、なかったのかということで聞きました。これは 4 市組合だけでなしに構成 4 市の中でもそれぞれの各市に住民からの声があれば、当然連携を取っておられるわけですから、そういう把握があつてしかるべきでなかったかな。私が聞いておるのは、直接広報措置を取ってくださいと。外からの空気等について換気等しないようにとか、そういう実際注意を喚起する。被害が広がらないような広報措置を取ってほしいという、そういう要望をしたということ、これを指摘をしておきたいというふうに思います。

それから副管理者についての行動については全く答弁がなかったと思います。これも極めて残念でした。

火災発生についての責任ですけれども、大阪東部リサイクル事業協同組合にあるとは言いません。しかし、運転管理等ですからね。やっぱり出火から覚知まで 10 分間というのは、全く責任がないというふうなそんな評価は、私は改めて市民の納得は得られないというふうに思いますから、見直しを求めたいと思いますし、何かこの火災発生が市民に責任があるかのような答弁に終始された。それから何よりも健康被害が全くないという、そういう立場で終始をされたということについては、極めて残念な回答姿勢だったということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（鷲見 信文君） 次に通告に従い、皿海議員の質疑を許します。12 番、皿海議員。

○12 番（皿海 ふみ君） 交野市の皿海でございます。よろしくお願ひいたします。

まず 1 点目に火災事故に関してですが、火災事故の原因は簡易ガスライターによる

ものだと推定をされまして、その後、再発防止の啓発を進めていくとされてきましたけれども、その後、ガスライター、スプレー缶などの混入はどの程度減ってきているのか。火災前と後の数量の変化をお聞かせください。

2点目に排出空気の監視モニターについてですが、22年度の測定結果の一覧表を見せていただきますと、火災事故後の3カ月間は測定ができていませんが、その後9月に測定を再開した後もメンテナンス中ということで記録のない日が16日間、そのほか空欄になっている期間も3日間見受けられますが、どのような時にどのようなメンテナンスを行っているのか、具体的にお聞かせください。

また、3月25日～27日の空欄の理由についても教えてください。

21年度と比べても監視モニターの中でメンテナンス中という回数が多くなっている理由についてお聞かせください。

3点目に活性炭の効果についてですが、まず平成22年度中に活性炭を交換した月日と、また交換による活性炭の効果はどれぐらいの期間見られるのか、お聞かせください。

また、平成17年の専門委員会の報告書では、施設から出る有害ガスは活性炭を通過させれば90%以上除去でき、 $1400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ まで低下するので安心であるとされておりましたが、実際には22年度のTVOCが最高で3万9980 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっておりまして、当初の説明と比べてもあまりにも数値が高くなっている、その理由について改めてお尋ねします。

また、現時点でも活性炭が有害ガスの90%を除去していると考えておられるのか、お聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鷲見 信文君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 皿海議員の質問に順次お答えをいたします。

ライター、スプレー缶の混入数については、火災前から毎日調査を行っております。火災前の平成22年5月の総本数が2174本に対して、平成23年10月は2103本で、71本減となっております。

次に、メンテナンスは活性炭や窒素ガスの交換の際に行っております。平成22年度のメンテナンス回数が平成21年度より増加した理由は、機械の調整に時間を要したものでございます。なお、3月25日～27日についても機器の調整を行っております。

次に、活性炭については平成22年8月28日及び平成23年3月5日に交換をしてお

り、効力は6カ月以上持続しております。

次に、専門委員会での $1400\mu\text{g}/\text{m}^3$ については、寝屋川市役所屋上において平成17年1月に1度だけ測定した結果で得られた数値に過ぎません。

また、活性炭の効果については、本組合の排出空気は健康影響が懸念される物質でない、イソブタン・ノルマルブタン・イソペンタン・エタノールが大部分を占めていることから、有害物質については除去されているものと認識をしております。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 皿海議員。

○12番（皿海 ふみ君） すいません。ちょっと早口でついていけなかったところもあるんですが、ガスライター、スプレー缶などの混入について比較をいただきましたが、もう少し長期間、これまでの期間全体の5月と10月で比較をいただいたんでしょうか。ちょっと聞き取れなかったのですが、全体としてどの程度変化が見られるのかどうこと、もう一度お聞かせ願いたいのと、監視モニターについては機器の調整ということで、どのような調整なのか、もう少し丁寧にお聞かせいただきたいんですが、それは担当の方でこのままでは正確な測定ができないというふうに判断をされてメンテナンスに入るのか。また、調整を行うのは誰なのか、そういったあたり、メンテナンスの行う内容、また判断の基準などについてももう少し丁寧にお聞かせをいただきたいと思います。

それから活性炭についてですが、交換をされたのが8月と3月5日とおっしゃったかなと思うんですけども、一方で有害大気の測定は年2回、1回目が9月9日、2回目が3月10日からと2回実施されておりますが、いずれも活性炭を交換してすぐの2週間以内ぐらいに測定をされておられるのですが、活性炭の効果というのは恐らく交換した後が、一番効果が高いのかなと思いますが、そうでありましたらむしろ活性炭交換をする直前ぐらいですね、一番効果が弱くなっているかなというぐらいの時期に、それでもしっかり基準は守られているのだということで、活性炭の交換前の時期にそういった大気の測定をすべきではないかなと思いますが、なぜそうした時期に測定を行うことにしているのか、偶然なのか方針なのか、そのあたりについてもお聞かせください。

○議長（鷺見 信文君） 高田課長。

○課長（高田 哲治君） 順次お答えいたします。ガスライターとスプレー缶の内容でございます。先ほどちょっと早口でということもありましたので、もう一回確認を

させていただきます。平成 22 年 5 月に関しましては 2174 本、23 年 10 月に関しましては 2103 本でございます。この結果、実際にこういったスプレー缶やライターに関しましては、減少傾向でございますが、只今、資料は持ちあわせてございませんが、例えばその時のライターの本数で言いますと 853 本というのがその時の 5 月でございます。22 年の 5 月でございます。23 年の 10 月は 690 本といったところでございます。

続きまして監視モニターの機器整備についてということでございますが、内容といたしましては先ほど答弁もさせていただいたと思いますが、標準ガスを入れ換える時であるとか、また活性炭を入れ換える時である、といった時にそういったメンテを行うことが多くあります。例えば標準ガスの入れ換え等に関しましては、メンテ会社と言いますか、ガス屋さんですね、と一緒にやらせていただいているといったところもございます。

次に活性炭の交換の時期が、活性炭を換えた後にすぐ有害物質を測っているというようなニュアンスのことだったと思うんですけども、これは換えた活性炭の効能と言いますか、そういったものも確認するという意味合いももちろんございます。と言いますのは、今まで 6 カ月間やっていたデータ、それはもちろん取っております。そのことが活性炭を換えたことによってそれがちゃんと持続しているのかということでございます。活性炭の劣悪なものではないということもそれで確認が取れるということで、今までそういったことではすべて大丈夫だ、活性炭であったということでございます。以上でございます。

○議長（鷲見 信文君） 皿海議員。

○12 番（皿海 ふみ君） ガスライター、またスプレー缶などの火災後の、また火災前との比較について、また資料としていただけたらありがたいと思います。

それから活性炭の交換と測定の時期についてですが、活性炭の効果を確かめる意味もあるということですがけれども、日頃から大気測定と同様の詳しい測定調査をされているわけではありませんので、そうおっしゃるのであれば活性炭交換前と交換後と両方されるのが、一番効果ははっきり確認できると思いますので、この点についても改善を要望したいと思います。

専門委員会の報告書の関係では、報告書では 1400 という数字を出されて、当初参考値等もあげられておりましたけれども、稼働後はそれ 10 倍 20 倍と高い値が出ても安全だというようなご説明で、私としては施設の安全性ということには納得ができない思いでお聞きをいたしました。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。9番、中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 認定第1号 2010年（平成22年度）北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

反対する主な理由は2点です。一つは、二つの廃プラ施設の稼働以後の健康被害を訴える住民の声を聞くどころか、裁判を理由に訴えを全面否定し続けてきたことです。質疑を通じても全くその姿勢は変わっていないことが明らかになりました。火災発生の対応についても一般火災と変わらない姿勢を取りました。住民が訴えている健康被害の深刻さを全く理解していないと言わなければなりません。少なくとも周辺住民への注意喚起、直後の数日間の大気汚染調査をすべきでした。住民の生命、健康、安全を守ることを何よりも責務とする自治体の本来の役割を放棄しています。健康調査は全くしない。実施している環境調査は訴えに照らしても全く不十分と言わなければなりません。公害等調整委員会の今後の推移によっては廃プラごみの分別収集についても根本的な見直しが必要と考えます。

もう一つは、大阪東部リサイクル事業協同組合に対する特別扱いです。運転管理等業務を委託していますが、当初は低入札を調査委員会を作ってまで認め、更新にあたっては現状の受託業者が圧倒的に有利になる総合評価方式をとってきました。昨年6月の火災事故に関する管理上の責任糾明は不十分であり、早期発見、初動対応について適切であったのか、引き続きの検証が必要と考えます。向かいにある民間のイコール社建設とともに4市施設の建設を求めてきた中心業者であり、ほぼ満点に近い評価には、現実には火災が発生したことを踏まえ、公正、公平な客観性ある再評価が必要と考えます。

以上、反対討論とします。

○議長（鷺見 信文君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君） これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決します。本件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(鷺見 信文君) 起立多数であります。よって本件は原案のとおり認定されました。

日程第9、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制限の申し合わせがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためにお知らせします。ただいまから順次、質問を許します。まず中谷議員の質問を許します。9番、中谷議員。

○9番(中谷 光夫君) それでは一般質問をさせていただきます。

一つ目ですが、健康被害の訴えについてです。原告が上告しなかったことから裁判は終わりました。だからと言って、健康被害がなくなったわけではありません。症状は一般的であり、廃プラ施設の住民が訴えている健康被害を知るためには、体調不良を訴える住民からの丁寧な問診と統計学的な疫学調査、さらに重症化した人はアレルギー専門医や化学物質過敏症の専門医に診てもらうなどしかありません。二つの廃プラ施設稼働後に施設周辺住民の中で、従来健康であった人が空気に触れる身体の部分の変調、喉の痛みや咳、鼻、眼、頭、手足の皮膚などの体調不良を訴えるようになったことは、津田敏秀・岡山大学大学院教授や宮田幹夫医師などの調査、診察によってすでに明らかにされてきました。現状は、同様の被害症状を訴える人が境橋町や成田東町などに広がっていることです。

施設の設備状況から、4市組合施設に比して、民間工場の影響が大きいことが考えられますが、大阪府、寝屋川市など行政が業者団体などと一体となって推進してきた施策であることを考えれば、本組合の責任も大きいと言わなければなりません。

裁判所が操業停止を認めなかったからと健康被害まで全面否定することは、健康被害を訴える人数と内容から考えても無理があります。少なくとも二つの施設の事業を推進してきた行政責任として、住民が求める健康調査、環境調査を実施すべきと考えます。見解をお聞きします。

2点目です。日本容器包装リサイクル協会からの再商品合理化拠出金について。この3年間、容リ協から支払われる金額が減少してきています。その理由をお聞きします。

次に、容リ協からの再商品合理化拠出金収入については、構成4市に分配金として配分されています。健康被害を訴える住民の健康調査、環境調査の要求に応える使い方もできるのではないかと考えます。見解をお聞きします。

3 点目です。公害等調整委員会についてです。健康被害を訴える住民 51 名が、公害解決を目的とする国の公害等調整委員会に「原因裁定」を求めて申請しています。今後も住民の申請は増えると聞いています。経過報告には、8 月 2 日に諮問が行われたとありますが、組合としてどんな態度で臨んだのか、明らかにしてください。また、来年の 1 月 31 日には視察が、2 月 23 日には審問が予定されていますが、組合として国の行政委員会にどのような対応をするのか、見解を明らかにしてください。

四つ目です。大気汚染測定についてです。3 月 11 日の東日本大震災で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、いまだに収束のめどが全く立たない状況が続いています。放射能汚染の状況は、同心円状ではなく、地形や気象によって放射線量が高いホットスポットがあることが分かりました。廃プラ施設からの有害ガスの影響地域も同様のことが考えられます。実際、私も地域を歩いてみて、廃プラ特有の臭いを感じる場所が不連続的にあります。有害大気汚染の測定地域を健康被害の訴えに照らし合わせて実施すべきと考えます。また、測定にあたっては、住民の意見をよく聞いて反映することが必要と考えます。見解をお聞きします。

五つ目です。排出空気監視モニターの表示について。この間、施設建設にあたって「安全性の検証」のために作られた専門委員会が報告した内容（施設の国の基準がないことから、TVOCを測定し、住民にモニター表示する。 $1400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を参考値とする。）に大きく異なる状況が常態化する中で、現在は、当初の参考値の 150 倍を超える $21 \text{万} 5200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ が参考値として表示されています。原材料が特定された労働環境における基準を、全く目的が異なる施設に適用すること自体許されないと考えます。ましてや、健康被害を訴える住民を不当に描くために、行政責任の免罪を図ろうとしたことなら、なおさら許せないことだと考えます。公害等調整委員会が住民からの「原因裁定」の申請を受理した動きを踏まえ、国に安全基準を設けるよう求めるべきではないかと考えます。見解をお聞きします。

六つ目です。廃プラごみの収集について。最近、可燃ごみだけでなく、廃プラごみの日にも、カラスがごみをつついて道路などにごみを散乱させていることをよく見かけます。火災事故の再発防止の啓発チラシを徹底して行っておられますが、汚れたその他プラは、可燃ごみとして出すよう周知徹底する必要を感じています。どう対応するのか、答弁を求めます。

また、材料リサイクル優先と言いますが、ペットボトルや白色トレイを除いて、その他プラのほとんどはリサイクルに適しないとの専門家からの指摘があります。全国

でも、多くの住民が居住する地域に大量の廃プラを扱う施設が二つもあるという例は聞いたことがありません。昨年度の決算を見ても、5億円を超える委託料を受け取って再商品化をして、利益を増やす。健康被害の訴えに加えて、経済的にも全く非効率としか言いようがないこうした事業は抜本的に見直す必要があると考えます。容器包装リサイクル法を盾に、法律で義務付けられているような答弁を繰り返してきておられますが、あくまでも努力義務であり、他の法律の努力義務については、全く努力を放棄している事業が多くあるのが各市の実情ではないでしょうか。自治体によっては、その他プラについて可燃ごみ扱いしているところも多くあります。ごみ収集の扱いは各市が決めることですが、廃プラによる健康被害の問題が避けて通ることができない現状を踏まえ、現在4市が行っている廃プラ混合収集を全面的に見直すことを求めます。見解をお聞きします。

以上、第1回目の質問とします。

○議長（鷲見 信文君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 中谷議員の質問に順次お答えいたします。

廃プラ施設周辺の健康調査については、大阪地裁・高裁の判決結果から、その必要性はないものと考えております。

次に、本組合への平成22年度分拠出金が平成21年度より減額した理由は、全国の配分対象市町村の実績総量が増加したためでございます。

また、拠出金を環境調査に係る経費に充てる件については、本組合は、環境調査に係る経費については構成4市からの負担金で賄っております。

次に、公害等調整委員会については、本組合は行政機関として誠意を持った対応で臨み、今後においても従前の主張を粛々と申し述べてまいります。

原発事故によるホットスポットは、事故直後の風向きとその際の降雨の関係で生じたことが判明しており、本組合での大気測定のケースと同列に論じることは不適當であると考えます。

次に、本組合施設は大気汚染防止法の適用対象ではありませんが、周辺住民の健康を第一に考え、環境基準項目4物質及びアルデヒド2種類の測定調査を年2回、リサイクルプラザ施設境界及びチャンパー室において実施をしており、すべて環境基準値以内であることから国に安全基準を求める必要はないものと考えております。

次に、廃プラごみ収集について、組合発足当初から見学会や各市広報紙を通じて、洗っても汚れがとれない物は可燃ごみとして出していただくようPRをしております。

また、廃プラ収集の見直しについては、本組合はあくまでも容器包装リサイクル法に基づいて中間処理を行う施設であり、今後も従前同様に処理を行ってまいります。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 9 番、中谷議員。

○9 番（中谷 光夫君） 最初の健康被害の訴えですが、やはり裁判の判決を理由に全面的に住民の訴えに向き合っておられないということを改めて強く感じました。私はむしろ健康被害の訴えをきちっと受け止めて、その健康被害を訴えている方々の分布図というのを原告側が作っておられます。そういう分布では被害のところにドットということで点々を打っておられるわけですが、集中している地域、そういうところを測るといふ、測定箇所をですね。むしろそういうところを測定するように増やしていくという判断こそが求められているというふうに思いますし、1000 人を超える人たちが実際に健康被害を訴えておられるわけですから、これはもう改めて裁判を理由に逃げることは許されない。どう向き合うのかということで見解を求めたいというふうに思います。

それから公害等調整委員会についてですけれども、誠意を持って臨むというふうにおっしゃいましたが、第 1 回目の審問にあたってどういう見解を提出されたのか。そのことが全く述べられませんでした。改めて公害等調整委員会にどういう意見を出したのか。そのことを明らかにしてください。

それから大気汚染物質の測定については原発と全く違うというふうにおっしゃいましたけれども、少なくとも同心円状ということで裁判でも主張されましたけれども、同心円状だということの証明というものはあるんですか。多分これはないと思います。そういう意味では、私が申し上げたように健康被害の訴えそのものが同心円状じゃないんです。全部、全地域を調べているわけではないですから同心円状かどうかというこの判断もできないと思いますが、少なくとも実態に見合った測定こそ求められているというふうに思いますから、原発と当然性質が違うことは承知の上で、この廃プラの有害ガスがどういう分布しているかということ踏まえて私は質問をしております。改めての見解を求めます。

それから排出空気監視モニターの表示ですけれども、全く新しい安全基準求めないということですが、トルエン値にしても今年の 6 月、7 月、9 月というのは非常に高くなっていますね。活性炭というのもこのトルエン値をよく吸収するというふうに聞いていますけれども、そういう意味では 90% 除いてあの高い数値ということであれば、

実際はどうかということも思いますし、先ほどの議案質問の中でも測定をされていますが、ちょうど8月は監視モニターが動いてない時ですね。今年の3月の場合もわずか1週間、2週間後に4万近い値を示しています。それを活性炭効果があるというふうに答弁されている、その全く根拠、理由が私は理解できないのです。むしろ4万近いという値が活性炭換えた後ですから、それこそ活性炭の効果が何もないということの証左に、証明になっているのじゃないかと思うんですが、その点についても明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから廃プラごみの収集ですけれども、これは私、質問で申し上げましたように、あくまでも努力義務です。そういう意味では廃プラによる健康被害の問題しっかり向き合うということと、それから経済の非効率性ですね。このことについては認識があるのかどうか。改めてこれも見解を求めます。

○議長（鷺見 信文君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） まず廃プラ問題の健康問題、調査の問題ですが、これはもう何十回と言ってきております。大阪地裁・高裁の判決結果からその必要性はないというのは明らかであります。しかし、我々は先ほども申しましたように安心・安全の稼働を目指すために敷地境界で大気汚染防止法に基づく測定を行っています。これ以上はやる必要はないと思っております。

続いて公害等調整委員会の問題ですが、これは先ほども言いましたように誠意を持って我々は今まで裁判所で言ってきたとおり粛々と主張してまいります。

続いて原発問題ですが、例えばここで健康被害があるのであれば、まず廃プラ施設で健康被害が起きるのが当たり前であります。4市の職員及び委託事業者には多数の健康被害が発生をするはずですが、全くそういう被害は発生をしておりません。それを見ても明らかであります。

続いて収集の見直しの問題ですが、廃プラの材料リサイクルは環境型社会形成に大きく貢献をするものであります。また、廃プラの分別は容り法に基づいて我々は仕事をやっております。一律的にごみを燃やすということは循環型社会形成の観点からも私は不適切ではないかと思っております。以上です。

○議長（鷺見 信文君） 9番、中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 今の答弁から公害等調整委員会に裁判で主張された、あるいは判決を踏まえた主張されたということが分かりました。第1回目からそういうふうにおっしゃったということだと思っておりますが、しかし、これでほんとに誠意を持っ

て臨むことになるのかという点では大変私は危惧を感じました。何よりも裁判で操業停止、これが認められなかったという判決をもって健康被害全面的に否定するほんとに根拠になるのかと。公害等調整委員会でそういう裁判の判決を受けて意見を表明されて、どういうふうに委員会の委員長が見解を表明されたのか。そのことについてはご承知だと思います。そういう意味では、公害等調整委員会は公害をなくしていくために作られたものです。そのための原因裁定という住民からの申請を受理されて、そして視察も審問も行われるという態度を取っておられるわけですから、そういう意味では当初、裁判所の判決を受けたそういう態度表明されても、当然行政委員会ですね、公害等調整委員会が視察なり審問なり、必要な資料、調査を求めてきた時には当然のことながらその聞かれていることに誠意を持って応えられるように、これは求めておきたいというふうに思います。

排出空気監視モニターについても十分な答えがなかったというふうに思いますし、大気汚染物質の測定をしておることについて私が議案質問でも申し上げましたけども、イソブタン等7割、8割あるとはいうものの、実際に6物質の測定では敷地境界で10%もありません。チャンバー室ではわずか1%もないような状況です。そういう意味では数十%明らかになっていないのです。自分たちが有害大気ということで調べた6物質がわずか1%もならない、あるいは数%にしかならない。それに対して明らかになっていない物質が数十%もあるわけですから、何をもって問題がない、安全と言うのか。これは私は全く理解できません。これは改めて根本的な住民の健康被害の訴えに耳傾けるという態度に転換されるよう、それが本来の自治体の姿だということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（鷺見 信文君） これにて中谷議員の一般質問を終結します。次に皿海議員の一般質問を許します。12番、皿海議員。

○12番（皿海 ふみ君） 私の方からも環境測定について1点のみ質問をさせていただきます。

施設から出る有害大気の測定については、年2回、敷地境界とチャンバー室のみで行われております。施設の周辺では多くの住民の皆さんから健康被害に苦しむ声が出されているところですが、私の住む交野市域でも星田西、星田山手などの地域はこの施設から約1.5キロ、また山の麓でガスも溜まりやすいというふうに言われておまして、市民の方からもずっと咳が止まらない。廃プラの施設と何か関係はないのかと、こういった不安の声も市民からも出されているところですが、例え敷地境界での数値が

環境基準内であっても、大気が周辺に広がる中で様々な地理的な条件などにより溜まりやすい場所や、また民間工場、第二京阪道路など複数の要因と合わさりまして濃度が高くなり、住民の健康を脅かしている可能性も考えられると私は思っております。

現在の調査では2カ所での測定しか行っておりませんが、今後、大阪府や各市とも協力しながら環境測定の定期的な測定場所を増やして、環境監視を強めるべきだと考えますが、見解、改めてお聞かせください。

また、現在、TVOCや有害物質についての測定では一般的な場所はどの程度なのかという比較すべきデータが併せてありませんので、例えば寝屋川市役所での数値などを定期的な測定の中で併せて示していただきたいと思いますが、これについても見解をお聞きいたします。

○議長（鷺見 信文君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 皿海議員の質問は中谷議員の質問と重複しますので、同じ答弁になりますが、よろしく願います。

本組合は大気汚染防止法の適用対象ではありませんが、周辺住民の健康を第一に考え、年2回の環境測定を実施しており、現在の調査内容で現状を十分把握しているから、見直す予定はございません。以上です。

○議長（鷺見 信文君） 高田課長。

○課長（高田 哲治君） 大阪府内と言いますか、ほかにもどういったポイントで有害大気物質を測定しているかというご質問だったと思うんですが、この近辺で言いますと寝屋川市役所の屋上で有害大気汚染物質という形で幅広く測定をしております。そういったところのポイントに関しましては比較対照ということになるのかなと思いますので、よろしく願います。

○議長（鷺見 信文君） 12番、皿海議員。

○12番（皿海 ふみ君） 見直す必要はないというお答えでしたけれども、本当に住民の健康を第一にと考えるならば、この施設の境界での数値のみならず、様々な条件と結びついて住民の健康に被害を及ぼす可能性についても、これはもちろん大阪府、各市としっかり協調をしながら監視をしていく責任があると思いますので、私の方からは繰り返し測定内容、場所の充実を求めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（鷺見 信文君） これにて皿海議員の一般質問を終結します。

以上をもって一般質問を終結します。

以上をもちまして本定例会に付議された事件はすべて議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

- 管理者（馬場 好弘君） 平成 23 年第 2 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました 6 件の案件につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案どおりご可決、ご同意を賜り厚くお礼を申し上げます。

今後とも、議員各位におかれましては、北河内 4 市リサイクル施設組合の事業推進のため、一層のご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

秋の深まりとともに、これから寒さ厳しい季節となってまいります、議員各位におかれましては、くれぐれもご健康にご留意をされまして、今後ますますご活躍をいただきますよう心からお祈り申し上げまして、誠に簡単でございますが、閉会にあたってのお礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

- 議長（鷺見 信文君） それでは閉会にあたりまして私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに無事、平成 23 年第 2 回定例会のすべての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及びすべての関係者の皆さんのご協力に心からお礼を申し上げます。

今後とも、管理者をはじめ理事者の皆さんにおかれましては、引き続き安全第一に十分留意されまして、適正かつ円滑な事業の執行に一層の努力をなさるようお願いしておきます。

昨今は朝夕の肌寒さ、大変身にしみるようになりましたけれども、風邪など引かれませぬように、どうかお体には十分ご自愛くださいますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、閉会の挨拶といたします。

以上をもちまして、北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 23 年第 2 回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

（午後 3 時 32 分 閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 鷺見 信文

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 大川 泰生

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 皿海 ふみ

平成23年11月25日(金)午後2時開会
北河内4市リサイクル施設組合議会平成23年第2回定例会

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	議席の指定			
—	会期の決定	平成23年11月25日	決 定	会期1日間
選任同意 第 2 号	監査委員の選任	平成23年11月25日	同 意	前波艶子
選任同意 第 3 号	公平委員会委員の選任	平成23年11月25日	同 意	東谷宏幸
議員提出議案 第 1 号	北河内4市リサイクル施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	平成23年11月25日	原案可決	
議 案 第 6 号	北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	平成23年11月25日	原案可決	
議 案 第 7 号	平成23年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第1号)	平成23年11月25日	原案可決	
認 定 第 1 号	平成22年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	平成23年11月25日	認 定	
—	一般質問	平成23年11月25日	許 可	中谷光夫 皿海ふみ